

石川県公報

令和3年4月13日

第13396号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示			
○歳入の徴収事務の委託	(文化振興課)	1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同) 3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課)	1	○基本測量実施公告 (監理課) 4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	1	○公共測量実施公告 (同) 4
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出	(同)	2	○公共測量実施公告 (同) 5
○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出	(同)	2	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課) 5
○歳入の徴収事務の委託	(公園緑地課)	2	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同) 5
公 告			○道路の位置の指定公告 (建築住宅課) 5
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課)	3	○入札公告 (警察本部) 5
			公安委員会
			○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 7

告 示

石川県告示第151号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和3年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
石川県立歴史博物館・公益財団法人藩老本多蔵品館共通入場券に係る使用料の徴収事務	金沢市出羽町3番1号	公益財団法人藩老本多蔵品館	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

石川県告示第152号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指定年月日	サービスの種類
1770200549	株式会社 エムアンドエム	訪問入浴ステーション蒼葉 七尾市石崎町香島1丁目106番地1	令和3年 4月1日	訪問入浴介護

石川県告示第153号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
1770200549	株式会社 エムアンドエム	訪問入浴ステーション蒼葉 七尾市石崎町香島1丁目106番地1	令和3年 4月1日	介護予防訪問 入浴介護

石川県告示第154号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止した サービス の 種 類	廃止の届出 を受理した 年 月 日
1772100234	咲mollet株式会社	七つ花. KOKORO. かほく市木津へ4番地	訪問介護	令和3年 3月17日
1761391232	株式会社 ライフイノベーション	訪問看護ステーションかのん 野々市市長池208番地 カサデオリーヴァ 101号室	訪問看護	令和3年 3月4日

石川県告示第155号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止した サービス の 種 類	廃止の届出 を受理した 年 月 日
1761391232	株式会社 ライフイノベーション	訪問看護ステーションかのん 野々市市長池208番地 カサデオリーヴァ 101号室	介護予防訪 問看護	令和3年 3月4日

石川県告示第156号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和3年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
兼六園の入園料の徴収事務	金沢市松島1丁目41番地	北陸総合警備保障株式会社	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
菱櫓等の入館料及び物品販売代金の徴収事務	金沢市寺地1丁目33番19号	株式会社アドバンス社	〃

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和3年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パトリア

七尾市御祓町1番地

ミナ、クル

七尾市神明町1番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) パトリア

ワイエー香林坊株式会社

代表取締役 青木 康裕

金沢市片町1丁目1番27号

他1者

(変更後) パトリア

株式会社ドン・キホーテ

代表取締役 吉田 直樹

東京都目黒区青葉台2丁目19番10号

他8者

3 変更の年月日

令和3年4月1日

4 変更する理由

七尾市の外壁・内装基幹設備工事が完了し、入居テナントが決まったため

5 届出年月日

令和3年4月1日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和3年4月13日から同年8月13日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年8月13日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を

述べることができる。

令和3年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
パトリア
七尾市御祓町1番地
ミナ・クル
七尾市神明町1番地
- 2 変更しようとする事項
駐車場の位置及び収容台数
(変更前)位置 縦覧による。
収容台数 626台
(変更後)位置 縦覧による。
収容台数 426台
- 3 変更する年月日
令和3年12月2日
- 4 変更する理由
七尾駅前にぎわい館条例及び七尾駅前駐車場条例に基づき、運営を開始するため
- 5 届出年月日
令和3年4月1日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
令和3年4月13日から同年8月13日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和3年8月13日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (地殻変動補正パラメータ測量)	令和3年3月1日から 同月31日まで	石川県全域
基 本 測 量 (電子国土基本図(地図情報)修正)	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	石川県全域
基 本 測 量 (国土広域情報修正)	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	石川県全域

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	石川県全域

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、白山市部入道・柴木第二地区土地区画整理組合設立準備委員会委員長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (白 山 市 部 入 道 ・ 柴木第二地区土地区画整理事業)	令和3年1月18日から 同年6月30日まで	白山市南東部 地域

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、野々市市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
金沢都市計画地区計画(野々市市中林地区)	石川県土木部都市計画課及び野々市市土木部都市計画課
金沢都市計画用途地域	石川県土木部都市計画課及び野々市市土木部都市計画課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、加賀市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
加賀都市計画公園	石川県土木部都市計画課及び加賀市建設部都市計画課

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和3年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字加賀爪ハ49番11	幅員 6.00m 延長 41.24m	河北郡津幡町字加賀爪ヌ62 番地3 株式会社 アライホーム	令和2年3月31日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
安全運転管理者等講習業務委託
- (2) 業務内容
入札説明書による。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和4年3月31日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）又は平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、令和3年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第3項の規定に基づき、令和3年4月23日（金）までに石川県公安委員会から認定を受けた者で、石川県内に本店、支店等を有するものであること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて令和3年4月23日（金）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第3項の規定に基づき、令和3年4月23日（金）までに石川県公安委員会から認定を受けた者で、石川県内に本店、支店等を有するものであること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和3年4月26日（月）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110
- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和3年4月27日（火）正午

（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

令和3年4月27日（火）午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第39号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月13日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢中警察署管内の表135の項を次のように改める。

135	市道1級幹線2号中央通り線	金沢市片町2丁目26番11号先	片町交差点方向から長町方向への右折	車両（路線バスを除く）	7:00から9:00まで
-----	---------------	-----------------	-------------------	-------------	--------------

別表第6（車両の通行禁止）金沢中警察署管内の表51の項及び77の項を次のように改める。

51	削 除
77	削 除

